

千葉県報

号外
平成19年12月21日

職員自己啓発等休業に関する条例	五
千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例	六
職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	一一
職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	一二
任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	一八
千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一八
千葉県水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例	二二
学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	二三

条例のあらまし

○ 職員の自己啓発等休業に関する条例（条例第七十一号）（総務課）

- 一 制定の概要
- 1 自己啓発等休業の承認（第二条関係）
任命権者は、在職期間二年以上の職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業（自己啓発等休業）をすることを承認することができることとした。
- 2 自己啓発等休業の期間等（第三条及び第七条関係）
大学等課程の履修のための休業にあつては原則として二年、国際貢献活動のための休業にあつては三年を超えない範囲内の期間とし、それらの範囲内で一回に限り期間を延長できることとした。
- 3 自己啓発等休業の対象となる教育施設等（第四条及び第五条関係）
（一）教育施設は、大学（専攻科及び大学院を含む。）、短期大学、専修学校（専門課程に限る。）等とすることとした。
（二）国際貢献活動は、独立行政法人国際協力機構が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動とすることとした。
- 4 自己啓発等休業の承認を取り消す場合（第八条関係）

- 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合のほか、正当な理由なく、在学している課程を休学若しくは頻繁に欠席している場合又は活動の全部若しくは一部を行っていない等の場合には、承認を取り消すこととした。
- 5 報告等（第九条関係）
自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた等の場合には、その状況について任命権者に報告しなければならないこととした。
- 6 職務復帰後における号給の調整（第十条関係）
自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休業をした期間を百分の五十（職務に特に有用であると認められるものにあつては百分の百）以下の換算率で換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、昇給の場合に準じて号給を調整することができることとした。
- 7 退職手当の取扱い（第十一条関係）
自己啓発等休業をした期間については、その全部（大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、公務の能率的な運営に特に資するものと認められる等の場合には、その二分の一）を退職手当の算定の基礎となる在職期間から除算することとした。
- 二 施行期日
平成二十年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例（条例第七十二号）（県民生活課）

- 一 制定の概要
- 1 基本理念（第二条関係）
県民の消費生活の安定及び向上を図るに当たっては、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、県、市町村、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の相互の信頼を基調とし、これらが相互に連携し、又は協働すること、消費者の権利を尊重すること及び消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することが基本とされなければならないこととした。
- 2 各主体の責務等（第三条から第九条まで関係）
県の責務、事業者の責務、事業者団体の責務、消費者の役割、消費者団体の役割等について規定することとした。
- 3 基本計画（第十条関係）
（一）知事は、消費生活の安定及び向上に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めることとした。

(二) 基本計画には、消費生活の安定及び向上に関する施策についての基本的な方針、総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定めることとした。

4 消費生活の安定及び向上に関する施策(第十一条関係)

知事は、消費者の自立を支援するため、市町村、消費者団体、事業者、事業者団体等と連携し、又は協働して、消費者に対する啓発活動を推進するとともに、様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずることとした。

5 商品等の安全等に関する施策(第三章関係)

(一) 危害の防止

(1) 知事は、事業者が供給する商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、速やかに必要な調査を行うとともに、必要があると認めるときは、調査の結果についての情報を県民に提供することとした。

(2) 知事は、(1)の場合において、危害を防止するために措置を講ずる必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができることとした。

(3) 知事は、(1)の場合において、その危害が重大であり、かつ、その危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該商品又は役務の名称、当該事業者の名称その他必要な情報を直ちに県民に提供することとした。

(二) 不当な取引行為の禁止等

(1) 知事は、事業者が消費者との間で行う取引に関し、消費者の意に反し、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること等を不当な取引行為として規則で定めることができることとした。

(2) 事業者は、消費者との取引に当たっては、(1)により定められた不当な取引行為を行ってはならないこととした。

(3) 知事は、事業者が不当な取引行為を行っている疑いがあると認める場合は、速やかに必要な調査を行うとともに、必要があると認めるときは、調査の結果についての情報を県民に提供することとした。

(4) 知事は、事業者が不当な取引行為を行っていると認める場合は、当該事業者に対し、不当な取引行為の改善を行うよう指導又は勧告をすることができることとした。

(5) 知事は、不当な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、その被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該行為に係る事業者の名称その他必要な情報を県民に提供することとした。

(6) 知事は、架空請求により消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、その被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると

認めるときは、当該架空請求に用いられた名称その他必要な情報を直ちに県民に提供することとした。

6 苦情の処理及び被害の救済に関する施策(第四章関係)

(一) 知事は、消費者から事業者との間の取引に関して生じた苦情の申出があったときは、あっせんその他の措置を講ずることとした。

(二) 知事は、消費者と事業者との訴訟について、当該消費者に対し、当該訴訟に要する費用の貸付け等を行うことができることとした。

7 生活必需商品に関する措置(第五章関係)

知事は、県民の消費生活に欠くことができないと認められる商品について、必要に応じて需給の状況、価格の動向等を調査し、必要があると認めるときは調査の結果についての情報を県民に提供することとした。

8 雑則(第六章関係)

(一) この条例の規定により知事がとるべき措置を講じていないと認める者は、知事に対し、その旨を申し出て、当該措置を講ずるよう求めることができることとした。

(二) 立入調査、公表等について規定することとした。

二 施行期日等

1 平成二十年六月一日から施行することとした。ただし、準備行為については、施行日前においても行うことができることとした。

2 千葉県消費者保護条例を廃止するとともに、これに関し必要な経過措置を設けることとした。

3 千葉県行政組織条例の一部を改正し、千葉県消費者行政審議会の担任する事務について規定の整備を行うこととした。

○ 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例(条例第七十三号)(総務課)

一 改正の概要

休職中の職員に対する給与について、次のとおり見直すこととした。(第四条関係)

(改正前)

給料の三分の一を支給することができる。 ↓ 給与を支給しない。

(改正後)

二 施行期日

平成二十年一月一日から施行することとした。

○ 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第七十四号)(総務課)

一 改正の概要

1 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(一) 職務復帰後における号給の調整

育児休業をした職員が職務に復帰した場合、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休業をした期間を百分の百以下の換算率で換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、昇給の場合に準じて号給を調整することができることとした。

(二) 育児短時間勤務制度の導入に伴い、次のとおり必要な事項を定めることとした。

(1) 育児短時間勤務をすることができない職員

非常勤職員、臨時的に任用される職員、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業をしている職員等

(2) 育児短時間勤務の終了の日から一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができない特別の事情

産前の休業を始め、又は出産したことにより育児短時間勤務の承認が失効した後、当該産前の休業又は出産に係る子が死亡した場合等

(3) 育児短時間勤務の承認の取消事由

子を養育している時間に配偶者が当該子を養育できるようになった場合、別の子に係る育児短時間勤務をする場合及び勤務の形態を変更する場合

(4) 育児短時間勤務の承認が失効した場合等に、引き続き育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情

過員を生ずること及び当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員を引き続き短時間勤務職員として任用しておくことができないこと。

(5) 育児短時間勤務職員等（育児短時間勤務又は(4)の育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員）についての給与の特例

ア 給料

勤務時間に応じた額を支給する。

イ 職務関連手当（管理職手当、地域手当等）

勤務時間に応じた額を支給する。

ウ 生活関連手当（扶養手当、住居手当、単身赴任手当）

全額を支給する。

エ 退職手当

算定の基礎となる勤続期間の計算については、育児短時間勤務をした期間の三分の一を在職期間から除算する。

(6) 育児短時間勤務に伴い任用される短時間勤務職員についての給与の特例

ア 給料

勤務時間に応じた額を支給する。

イ 職務関連手当（管理職手当、地域手当等）

勤務時間に応じた額を支給する。

ウ 生活関連手当（扶養手当、住居手当、単身赴任手当）

支給しない。

エ 退職手当

支給しない。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間について定めることとした。

3 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

裁量勤務を行う第一号任期付研究員が育児短時間勤務職員等である場合の週休日及び勤務時間について定めることとした。

4 知事等の給料及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正

育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴い任用される短時間勤務職員の給料の減額措置について、勤務時間に応じた額とすることとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 施行期日等

1 平成二十年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

3 職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正し、規定の整備を行うこととした。

○ 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十五号）（総務課）

一 改正の概要

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第四条関係）

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十六号）（市町村課）

一 改正の概要

1 柏市が中核市になることに伴う移譲事務の追加

2 栄養士の免許の申請の受理等二百六十三事務

法令の規定により柏市が直接事務を行うこととなったことに伴う規定の整備

<p>3 母子寡婦福祉資金の貸付けに係る申請の受理等百八十四事務 移譲する事務の追加</p> <p>(一) 毒物及び劇物取締法に基づく事務(別表第二十号の二関係) 毒物及び劇物の業務上取扱者に対する立入検査等八事務 対象市町村 柏市</p> <p>(二) 薬事法に基づく事務(別表第二十二号の二関係) 薬局の開設の許可等三十八事務 対象市町村 柏市</p> <p>(三) 薬事法施行令及び薬事法施行規則に基づく事務(別表第二十二号の三関係) 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の交付等二十二事務 対象市町村 柏市</p> <p>(四) 薬事法に基づく事務(別表第二十三号の二関係) 医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報の報告の受理 対象市町村 柏市</p> <p>(五) 旅館業法施行条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務(別表第二十六号の二関係) 浴槽水等の水質の基準に関する特例の承認 対象市町村 千葉市、船橋市及び柏市</p> <p>(六) 公衆浴場法施行条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務(別表第二十八号関係) 浴槽水等の水質の基準に関する特例の承認 対象市町村 千葉市、船橋市及び柏市</p> <p>(七) 国有財産法に基づく事務(千葉市長が管理する二級河川の用に供されている国有財産に係るものに限る。)(別表第三十八号関係) 国有財産の調査等のための他人の占有する土地への立入り等八事務 対象市町村 千葉市</p> <p>(八) 不動産登記法に基づく事務(千葉市長が管理する二級河川の用に供されている国有財産等に係るものに限る。)(別表第三十八号の二関係) 国有財産等に係る登記の嘱託 対象市町村 千葉市</p> <p>4 移譲する市町村の追加 建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則に基づく事務(別表第二十五号の二関係) 建築物管理事業の登録等五事務 対象市町村 千葉市及び柏市</p> <p>5 その他所要の規定の整備を行うこととした。</p>	<p>二 施行期日等</p> <p>1 平成二十年四月一日から施行することとした。ただし、一5については、公布の日から施行することとした。</p> <p>2 所要の経過措置を設けることとした。</p> <p>○ 千葉県水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例(条例第七十七号)(政策法務課)</p> <p>一 改正の概要</p> <p>1 自己啓発等休業制度及び育児短時間勤務制度の導入に伴い、次の条例について規定の整備を行うこととした。</p> <p>(一) 千葉県水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 (二) 千葉県企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (三) 千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>2 その他所要の規定の整備を行うこととした。</p> <p>二 施行期日</p> <p>平成二十年四月一日から施行することとした。ただし、一2については、公布の日から施行することとした。</p> <p>○ 学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第七十八号)(政策法務課)</p> <p>一 整理の概要</p> <p>学校教育法の一部改正に伴い、次の条例について規定の整備を行うこととした。</p> <p>1 地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例</p> <p>2 千葉県保健師等修学資金貸付条例</p> <p>3 臨海地域土地造成整備事業に伴う転失業農漁民の子弟に対する奨学資金貸付条例</p> <p>4 千葉県奨学資金貸付条例</p> <p>5 千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例</p> <p>6 千葉県農業大学校設置管理条例</p> <p>7 千葉県立衛生短期大学設置管理条例</p> <p>8 千葉県医療技術大学校設置管理条例</p> <p>9 千葉県立鶴舞看護専門学校設置管理条例</p> <p>10 千葉県立野田看護専門学校設置管理条例</p> <p>11 職員の修学部分休業に関する条例</p> <p>12 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例</p> <p>13 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条</p>
--	---

例
 14 千葉県県立特別支援学校設置条例
 二 施行期日
 学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

条 例

職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。
 平成十九年十二月二十一日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第七十一号

職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」といふ。)第二十六条の五第一項、第五項及び第六項の規定により、職員の自己啓発等休業(同条第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第二条 任命権者は、職員としての在職期間が二年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修(法第二十六条の五第一項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。)又は国際貢献活動(同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。)のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第三条 法第二十六条の五第一項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては二年(大学等課程の履修の成果をあげるために必要な場合として千葉県人事委員会規則で定める場合は、三年)、国際貢献活動のための休業にあつては三年を超えない範囲内の期間とする。

(大学等教育施設)

第四条 法第二十六条の五第一項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。)
- 二 学校教育法第四百四条第四項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が

当該課程を履修する場合に限る。)

- 三 学校教育法第八十条に規定する短期大学
- 四 前各号に掲げる教育施設に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)
- 五 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校であつて、同法第二百五条に規定する専門課程を置くもの(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)

(奉仕活動)

第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、次の各号に掲げる奉仕活動とする。

- 一 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第三百三十六号)第十三条第一項第三号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)
- 二 国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると認められるものであつて、前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして千葉県人事委員会の承認を得て任命権者が定める奉仕活動

(自己啓発等休業の承認の申請)

第六条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第七条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、千葉県人事委員会の承認を得て任命権者が定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 第二条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第八条 法第二十六条の五第五項の条例で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- 二 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修

又は国際貢献活動に支障が生ずること。
(報告等)

第九条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次の各号に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- 一 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- 二 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

三 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第十条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては百分の百以下、それ以外のものにあつては百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として千葉県人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第十一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年千葉県条例第六号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(地方公務員法第十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業の期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものとして認められることその他の千葉県人事委員会規則で定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数)」とする。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十一日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第七十二号

千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第十条)

第二章 消費生活の安定及び向上に関する施策(第十一条―第十四条)

第三章 商品等の安全等に関する施策

第一節 危害の防止(第十五条―第十八条)

第二節 規格、表示、包装等の適正化(第十九条)

第三節 不当な取引行為の禁止等(第二十条―第二十五条)

第四章 苦情の処理及び被害の救済に関する施策(第二十六条―第二十九条)

第五章 生活必需商品に関する措置(第三十条―第三十三条)

第六章 雑則(第三十四条―第四十条)

附則

経済社会の発展は、多様な商品や役務を生み出し、生活の利便性を向上させ、選択の機会を拡大させている一方で、従来から存在する消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差を増大させ、消費者問題をより複雑化させ、かつ、多様化させている。また、事業活動や消費行動の変化は、廃棄物の増大などの環境問題も引き起こしている。

我が国最大の消費地である首都圏に位置する本県にあつては、このような問題が特に顕著となつている。

本来、消費者と事業者とは対等の立場に立つべきであるとの観点から、両者間の格差を是正するとともに、消費者の利益を擁護し、及び増進するために、行政、消費者、消費者団体、事業者及び事業者団体が、自ら又は連携して、消費者の権利を尊重すること、事業活動の適正化に向けた取組を推進すること及び生産から消費までの場面における環境への負荷の少ない持続的発展が可能な経済社会を目指すことの重要性をそれぞれ認識し、消費者問題に取り組んでいくことが強く求められている。

安全で安心な、かつ、豊かな消費生活を送ることは、県民が等しく望むところであり、共に力を合わせてその実現に取り組むことを決意し、ここに千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にか

んがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の果たすべき責務並びに消費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 前条の目的を達成するに当たっては、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、県、市町村、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の相互の信頼を基調とし、これらが相互に連携し、又は協働すること、次の各号に掲げる消費者の権利を尊重すること及び消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することが基本とされなければならない。

- 一 商品又は役務により、生命、身体及び財産が侵されない権利
- 二 商品又は役務について、自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
- 三 商品又は役務の取引について、不当な方法から保護され、及び不当な条件を強制されない権利
- 四 消費生活において個人情報適正に取り扱われる権利
- 五 商品又は役務及びこれらの取引行為により、不当に受けた被害から速やかに救済される権利
- 六 消費生活において必要な情報を速やかに提供される権利
- 七 消費生活に関し、必要な知識及び判断力を習得し、自主的かつ合理的に行動するための教育を受ける機会が提供される権利
- 八 消費生活に関する意見が県の施策に適切に反映される権利

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られなければならない。

3 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の年齢、障害の有無その他の特性が配慮されなければならない。

4 前条の目的を達成するに当たっては、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応するよう配慮されなければならない。

第三条 県は、経済社会の発展に即応して、消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、消費者、消費者団体、事業者及び事業者団体の意見を聴くことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県と市町村との連携等)

第四条 県は、消費生活の安定及び向上に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要に応じて市町村と連携して取り組むよう努めるものとする。

2 県は、市町村が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策について、その求めに

応じて、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その供給する商品又は役務について、次の各号に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 五 品質その他の内容の向上、価格の安定及び流通の円滑化に努めること。
- 六 県が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策に協力すること。

2 事業者は、消費者の個人情報適正に取り扱う責務を有する。

3 事業者は、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成することその他の必要な措置を自主的に講ずることにより、消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第六条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

2 事業者団体は、県が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第七条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関し、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場を通じて情報を提供し合う等互いに協力するよう努めること

2 消費者は、消費生活に関し、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

3 消費者は、県が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(消費者団体の役割)

第八条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(環境への配慮)

第九条 県は、消費生活の安定及び向上に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費

<p>生活が環境に及ぼす影響に配慮するものとする。</p> <p>2 事業者は、商品又は役務の供給に当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。</p> <p>3 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びに役務の選択及び利用に当たっては、環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>(基本計画)</p> <p>第十条 知事は、消費生活の安定及び向上に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費生活の安定及び向上に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 消費生活の安定及び向上に関する施策についての基本的な方針</p> <p>二 消費生活の安定及び向上に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>三 前各号に掲げるもののほか、消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、その案を公表し、県民の意見を求めるとともに、千葉県消費者行政審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。</p> <p>第二章 消費生活の安定及び向上に関する施策</p> <p>(啓発活動及び教育の推進)</p> <p>第十一条 知事は、消費者の自立を支援するため、市町村、消費者団体、事業者、事業者団体等と連携し、又は協働して、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(消費者団体の自主的な活動の促進)</p> <p>第十二条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(試験、検査等の実施等)</p> <p>第十三条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、必要に応じて、商品の試験、検査等を行い、その結果についての情報を消費者に提供するものとする。</p> <p>(施策等の公表)</p> <p>第十四条 知事は、毎年度、消費生活に関する相談の状況及び県が講じた消費生活の安定及び向上に関する施策について公表するものとする。</p> <p>第三章 商品等の安全等に関する施策</p> <p>第一節 危害の防止</p>	<p>(危害の防止に関する調査等)</p> <p>第十五条 知事は、事業者が供給する商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、速やかに必要な調査を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品又は役務についてその安全性を明らかにするよう求めることができる。</p> <p>3 知事は、必要があると認めるときは、第一項の調査の結果についての情報を県民に提供し、必要があるとき認めるときは、第一項の調査の結果についての情報を県民に提供し、必要があるとき認めることができる。</p> <p>(危害の防止に関する勧告等)</p> <p>第十六条 知事は、前条第一項に規定する場合において、危害を防止するために措置を講ずる必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、その措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。</p> <p>2 知事は、前項の指導又は勧告を行うに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 知事は、第一項の規定により勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置及びその結果について報告を求めることができる。</p> <p>(重大緊急危害の情報提供)</p> <p>第十七条 知事は、第十五条第一項に規定する場合において、その危害が重大であり、かつ、その危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品又は役務の名称、当該事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な情報を直ちに県民に提供するものとする。</p> <p>(商品等の提出)</p> <p>第十八条 知事は、前三条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な数量の商品又は当該事業者が役務を提供するために使用する物若しくは当該役務に関する資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による提出を受けたときは、当該事業者に対し、正当な補償を行うものとする。</p> <p>第二節 規格、表示、包装等の適正化</p> <p>(規格、表示、包装等の適正化)</p> <p>第十九条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者が供給する商品又は役務について、品質その他の内容の向上、消費生活の合理化及び流通の円滑化を図るため、特に必要があると認めるときは、規格、表示、包装等の基準を定めることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 知事は、第一項の規定により基準を定めたときは、これを告示しなければならない。</p>
--	--

4 前二項の規定は、第一項の規定による基準の変更又は廃止について準用する。

5 事業者は、その供給する商品又は役務について、第一項の規定による基準に適合させるよう努めなければならない。

第三節 不当な取引行為の禁止等

(不当な取引行為の指定)

第二十条 知事は、事業者が消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。

一 消費者を訪問し、又は電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくは情報処理の用に供する機器を利用することにより、消費者の意に反し、又は消費者に拒絶の意思表示の機会を明示的に与えることなく、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

二 消費者の知識、経験及び財産の状況等に照らして不適当な契約と認められるにもかかわらず、又は消費者の判断力の不足に乗じてることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

三 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品若しくは役務の品質等に関する重要な情報を提供せず、誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

四 消費者を威迫して困惑させ、若しくは迷惑を覚えさせるような方法で、又は消費者を心理的に不安な状態若しくは正常な判断ができない状態に陥らせ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

五 消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

六 消費者又はその関係人を欺き、威迫して困惑させる等不当な手段を用いて、契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又は当該債務の履行をさせること。

七 契約に基づく債務について、完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し適切な処理をせず、履行を不当に拒否し、若しくは履行をいたさずに遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を中止すること。

八 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張に際し、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたさずに遅延させること。

九 商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品又は役務の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害す

ることが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくはこれを締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは当該債務の履行をさせること。

2 知事は、前項の規定により規則を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

(不当な取引行為の禁止)

第二十一条 事業者は、消費者との取引に当たっては、前条第一項の規定により定められた不当な取引行為を行ってはならない。

(不当な取引行為に関する調査等)

第二十二条 知事は、事業者が不当な取引行為を行っている疑いがあると認める場合は、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為の正当性を示す資料の提出を求めることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、第一項の調査の結果についての情報を県民に提供するものとする。

(不当な取引行為に関する勧告等)

第二十三条 知事は、事業者が不当な取引行為を行っている場合、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、不当な取引行為の改善を行うよう指導又は勧告をすることができる。

2 知事は、前項の指導又は勧告を行うに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第一項の規定により勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該勧告に基づいて行った改善の内容について報告を求めることができる。

(重大な被害についての情報提供)

第二十四条 知事は、不当な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、その被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該行為に係る事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な情報を県民に提供するものとする。

(架空請求についての情報提供)

第二十五条 知事は、架空請求(消費者に債務があるかのように偽り、その債務の履行を請求することをいう。)により消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、その被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該架空請求に用いられた氏名又は名称及び住所並びに当該架空請求の内容その他必要な情報を直ちに県民に提供するものとする。

第四章 苦情の処理及び被害の救済に関する施策

(苦情の処理のあっせん等)

第二十六条 知事は、消費者から事業者との間の取引に関して生じた苦情（以下「苦情」という。）の申出があつたときは、速やかに、当該苦情を解決するために必要なあっせんその他の措置を講ずるものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

2 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に資するため必要があると認めるときは、苦情に関する情報を県民に提供するものとする。

(審議会の調停等)

第二十七条 知事は、前条第一項の規定により申出のあつた苦情であつて、県民の消費生活に著しく影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあると認めるときは、その解決が著しく困難であると認めるものについては、審議会のあっせん又は調停に付すことができる。

2 審議会は、前項のあっせん又は調停のために必要があると認めるときは、当該あっせん又は調停に係る事業者、消費者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 知事は、第一項の規定により苦情をあっせん又は調停に付したときは当該苦情についての情報を、当該苦情が解決し、又は解決の見込みがないと認めるときは当該あっせん又は調停の経過及び結果についての情報を県民に提供するものとする。

(訴訟の援助)

第二十八条 知事は、消費者が、事業者に対して提起する訴訟（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条第一項の和解及び民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停を含む。以下同じ。）又は事業者から提起された訴訟が次の各号のいずれにも該当する場合であつて、審議会が適当と認めるときは、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助を行うことができる。

- 一 前条第一項のあっせん又は調停に付されている苦情に係るものであること。
- 二 同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある商品若しくは役務又はこれらの取引行為に係るものであること。
- 三 一件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件に該当するものであること。

(貸付金の返還等)

第二十九条 前条の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

2 知事は、前項本文の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第五章 生活必需商品に関する措置

(需給状況等の調査等)

第三十条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、県民の消費生活に欠くことができないと認められる商品（以下「生活必需商品」という。）について、必要に応じて、需給の状況、価格の動向等を調査するものとする。

2 事業者及び事業者団体は、前項の調査に協力しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、第一項の調査の結果についての情報を県民に提供するものとする。

(特定生活必需商品の指定等)

第三十一条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、生活必需商品の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活必需商品の買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、当該生活必需商品を特定生活必需商品として指定することができる。

2 知事は、前項の事態が消滅したと認めるときは、同項の指定を解除するものとする。

3 知事は、前各項の規定により、特定生活必需商品を指定し、又はその指定を解除するときは、その旨を告示しなければならない。

(協力要請)

第三十二条 知事は、前条第一項の指定をしたときは、特定生活必需商品に係る事業者に対し、その供給について協力を求めるものとする。

(売渡勧告等)

第三十三条 知事は、事業者が前条の協力の要請にかかわらず、買占め又は売惜しみによる特定生活必需商品を多量に保有していると認めるときは、当該事業者に対し、当該特定生活必需商品を適正な価格で売り渡すよう指導又は勧告をすることができる。

第六章 雑則

(知事への申出)

第三十四条 この条例の規定により知事がとるべき措置を講じていないと認める者は、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出て、当該措置を講ずるよう求めることができる。

2 知事は、前項の申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

3 知事は、第一項の申出に対する処理の経過及び結果を当該申出をした者に通知するとともに、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、当該申出の内容並びに当該申出に対する処理の経過及び結果についての情報を県民に提供するものとする。

(立入調査等)

第三十五条 知事は、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第二十五條及び第三十三條の規定の施行に必要な限度において、事業者(この項の規定により立入調査又は質問をした場合において、特に必要があると認めるときは、特定生活必需商品を保管していると認められる者を含む。次条において同じ。)に対し、その業務に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所、工場、事業所、店舗、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により、職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第三十六条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表することができる。

一 第十五条第二項の規定による求めに応じず、又は求めに応じるに当たり虚偽の資料の提出その他の虚偽の方法を用いたとき。

二 第十六条第一項、第二十三條第一項又は第三十三條の規定による勧告に従わなかつたとき。

三 第十六条第三項又は第二十三條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第十八條第一項の規定による商品若しくは物若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の商品若しくは物若しくは資料の提出をしたとき。

五 第二十二條第二項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料の提出をしたとき。

六 第二十六條第一項後段の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項後段の規定による説明をせず、若しくは虚偽の説明をしたとき。

七 第二十七條第二項の規定による出席を拒み、同項の規定による説明をせず、若しくは虚偽の説明をし、又は同項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料の提出をしたとき。

八 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(意見の聴取)

第三十七条 知事は、第二十四條の規定による情報の提供及び前条の規定による公表をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人

の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで情報の提供又は公表をすることができる。

(国の行政機関等との協力)

第三十八条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、国の行政機関、他の地方公共団体若しくは独立行政法人国民生活センターの長に対して、情報の提供、調査の依頼その他の協力を求め、又はこれらの者から協力を求められたときは、その求めに応ずるものとする。

(国に対する措置要請等)

第三十九条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、国に対し、意見を述べ、又は必要な措置をとるよう求めるものとする。

(委任)

第四十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年六月一日から施行する。ただし、附則第九項の規定は、公布の日から施行する。

2 千葉県消費者保護条例(昭和五十年千葉県条例第三十九号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による廃止前の千葉県消費者保護条例(以下「旧条例」という。)第九条第一項及び第十三條第二項の規定によりなされた勧告については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第九条第五項(旧条例第十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定によりなされている申出は、第三十四條第一項の規定によりなされた申出とみなす。

5 施行日前に旧条例第十一条第一項の規定により定められた基準は、第十九條第一項の規定により定められた基準とみなす。

6 前三項に規定するもののほか、旧条例の規定によりなされた措置、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

7 附則第三項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

8 千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二千葉県消費者行政審議会の項担任する事務の欄中「消費者の保護」を「消費

生活の安定及び向上」に、「千葉県消費者保護条例（昭和五十年千葉県条例第三十九号）第十六条第一項」を「千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例（平成十九年千葉県条例第七十二号）第二十七条第一項」に、「第十七条」を「第二十八条」に改める。

（準備行為）

9 第十条第三項及び第二十条第二項の規定による意見の聴取並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十一日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第七十三号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十六年千葉県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「定」を「定め」に、「給料の三分の一を支給することができる」を「給与を支給しない」に改める。

附則

この条例は、平成二十年一月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十一日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第七十四号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「ほか、」の下に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第三条第一号中「又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に改め、「該当したことにより」の下に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり

継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の千葉県人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第五条第一号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員」を「当該職員」に改める。

第九条の前の見出しを削る。

第十一条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付し、同条中「第五条」を「第十四条」に改め、同条を第二十八条とする。

第十条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付し、同条を第二十七条とする。

第九条を次のように改める。

（部分休業の承認）

第九条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例に基づき休暇（勤務時間条例第十四条の規定により千葉県人事委員会規則で定める育児に係る特別休暇に限る。）を与えられている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第九条を第二十六条とする。

第八条各号列記以外の部分中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同条中同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務職員等

第八条を第二十五条とする。

第六条の前の見出しを削る。

第七条に見出しとして「（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）」を付し、同条を第九条とし、同条の次に次の十五条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第十条 育児休業法第十条第一項本文の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員と

する。

一 非常勤職員

二 臨時的に任用される職員

三 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

四 職員の定年等に関する条例第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員

五 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十四条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等によりその職員と別居することとなったこと。

二 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

三 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四 育児短時間勤務の承認が、第十四条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限り。)が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の千葉県人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児

短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第十条第五号の条例で定める勤務の形態)

第十二条 育児休業法第十条第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる勤務の形態(同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日及び一回の勤務が職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年千葉県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。))第四条第二項本文の規定による千葉県人事委員会規則の定めるところによるものに限る。)とする。

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日(勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。)とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第十三条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第十四条 育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情)

第十五条 育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 過員を生ずること。

二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第十六条 任命権者は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)
第十七条 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしてる職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額を、その受ける号給に應じた額に、勤務時間条例第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第五項及び第七項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その受ける号給に應じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第五項の第二項及び第二項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第十三条の四第一項各号列記以外の部分	短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等(職員の育児休業等に関する条例(平成四年千葉県条例第一号)第十七条に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)
第十三条の五第一項各号列記以外の部分	第二項第三項又は第四項	第二項第二項
第十六条第一項各号列記以外の部分	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同項に

規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を乗じて得た額とする

給料の月額を算出率で除して得た額

給料の月額を算出率で除して得た額

給料月額を算出率で除して得た額

育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して人事委員会規則

(育児短時間勤務職員等についての任期付研究員の採用等に関する条例の特例)
第十八条 育児短時間勤務職員等についての任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年千葉県条例第五十二号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項第三項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その受ける号給に應じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年千葉県条例第一号)第二項第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第五項第四項	相当する額	相当する額に算出率を乗じて得た額
本文		
第十九条		(育児短時間勤務職員等についての任期付職員の採用等に関する条例の特例) 育児短時間勤務職員等についての任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年千葉県条例第五十号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第七項第二項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その受ける号給に應じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二項第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする

第七條第三項 本文	相当する額	出率」という。)を乗じて得た額とする 相当する額に算出率を乗じて得た額
--------------	-------	--

(育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第二十条 育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年千葉県条例第七号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三條第二項各号列記以外の部分	地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)	育児短時間勤務職員等(職員の育児休業等に関する条例(平成四年千葉県条例第一号)第十七條に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)
第十三條第二項第一号から第四号まで及び第三項	勤務割合	算出率
第十三條第三項	短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
第二條第三項又は第四項	第二條第二項	

(育児短時間勤務等をした職員の退職手当の取扱い)

第二十一条 職員の退職手当に関する条例第六條の四第一項及び第七條第四項の規定の適用については、育児短時間勤務等をした期間は、同条例第六條の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務等をした期間についての職員の退職手当に関する条例第七條第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務等の期間中の職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額、育児短時間勤務等をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第二十二條 第六條の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第二十三條 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五條第四項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第二條第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第五條第五項及び第七項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第二十一條の二第二項	第八條の三から第十條の三から第十條の五まで	第九條、第十條、第十條の五
第二十三條第二項	法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項若しくは第二十八條の六第一項若しくは第二項又は任期付職員条例第四條	地方公務員の育児休業等に関する法律第十八條第一項

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の退職手当に関する条例の特例)

第二十四条 短時間勤務職員についての職員の退職手当に関する条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「採用された者及び」とあるのは、「採用された者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項の規定により採用された者及び」とする。

第六条に見出しとして「（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）」を付し、同条中「には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する」を「において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た」に、「千葉県人事委員会の定めるところにより」を「その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として千葉県人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に」に改め、同条を第八条とする。

第五条の三の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改め、同条を第七条とする。

第五条の二の見出し中「任期付採用職員」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第六条とする。

第二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）
 第二条中第四項を第五項とし、同条第三項中「任期付職員の採用等に関する条例」を

「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は任期付職員の採用等に関する条例」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の一週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第三条第一項ただし書中「任命権者は」の下に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、」を「日曜日及び土曜日に加えて月曜日から

金曜日までの五日間において」に改め、同条第二項ただし書中「ただし」の下に「、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第四条第二項本文中「八日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、八日以上。以下この項において同じ。）の週休日」を「八日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては八日以上の週休日）」に改め、同項ただし書中「必要」の下に「（育児短時間勤務職員等）にあっては、当該育児短時間勤務等の内容」を、「八日」の下に「（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、八日以上）」を、「で週休日」の下に「（育児短時間勤務職員等）にあっては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日」を加える。

3 育児短時間勤務職員等についての前各項の規定の適用については、第一項中「職員」とあるのは、「公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て任命権者が定める場合に限り、育児短時間勤務職員等」と、前項中「場合には」とあるのは「場合であつて」と、「職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等」と、「命ずる」とあるのは「命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、育児短時間勤務職員等に当該勤務をすることを命ずる」とする。

第十二条第一項第一号、第五項ただし書及び第六項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員」に改める。
 （任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年千葉県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「五日間」の下に「（当該第一号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従った週休日（勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日という。）以外の日）」を加え、「勤務時間条例第三条第二項」を「同条第二項」に改め、「八時間の勤務時間」の下に「（育児短時間勤務職員等）については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤

務時間)を加える。

(知事等の給料及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第四条 知事等の給料及び職員の給与の特例に関する条例(平成十四年千葉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

4 職員の育児休業等に関する条例(平成四年千葉県条例第一号)第十七条に規定する育児短時間勤務職員等についての第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「から第五条の二まで」とあるのは「並びに第五条第一項から第三項まで、第六項及び第八項から第十二項まで並びに職員の育児休業等に関する条例(平成四年千葉県条例第一号)第十七条の規定により読み替えられた給与条例第五項、第五項及び第七項並びに第五条の二第一項及び第二項」と、前項中「及び第五条」とあるのは「並びに第五条第一項から第三項まで、第六項及び第八項から第十二項まで並びに職員の育児休業等に関する条例(平成四年千葉県条例第一号)第十七条の規定により読み替えられた給与条例第五項、第四項、第五項及び第七項」と、この給料月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年千葉県条例第一号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」とする。

5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員についての第一項及び第三項の規定の適用については、第一項中「から第五条の二まで」とあるのは「並びに第五条第一項から第三項まで、第六項及び第八項から第十二項まで並びに職員の育児休業等に関する条例(平成四年千葉県条例第一号)第二十三條の規定により読み替えられた給与条例第五項第四項、第五項及び第七項」と、第三項中「及び第五条」とあるのは「並びに第五条第一項から第三項まで、第六項及び第八項から第十二項まで並びに職員の育児休業等に関する条例第二十三條の規定により読み替えられた給与条例第五項第四項、第五項及び第七項」と、「この給料月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年千葉県条例第一号)第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」とする。

附則第四項中「支給される職員」の下に「(次項に規定する職員を除く。)」を加え、「第二条」を「第二条第一項から第三項まで」に改め、附則に次の一項を加える。

5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十一項までの規定による給料を支給される職員のうち、職員の育児休業等に関する条例第十七条に規定する育児短時間勤務職員等である職員に関する第二条第一項から第三項までの規定

の適用については、同条第四項の規定にかかわらず、同条第一項中「である職員」とあるのは「である職員(給料の月額に職員に勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年千葉県条例第一号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。))を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年千葉県条例第一号。以下「平成十八年改正条例」という。))附則第八項から第十一項までの規定による給料の額との合計額に限る。以下この条において同じ。)が、附則別表上欄に掲げる給料表に於いてそれぞれ同表下欄に掲げる職務の級及び号給の給料月額に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を超える額である職員を除く。」と、「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、「から第五条の二まで」とあるのは「並びに第五条第一項から第三項まで、第六項及び第八項から第十二項まで、職員の育児休業等に関する条例(平成四年千葉県条例第一号)第十七条の規定により読み替えられた給与条例第五項第四項、第五項及び第七項並びに第五条の二第一項及び第二項並びに平成十八年改正条例附則第八項から第十一項」と、同条第二項中「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、同条第三項中「及び第五条」とあるのは「並びに第五条第一項から第三項まで、第六項及び第八項から第十二項まで、職員の育児休業等に関する条例(平成十八年改正条例附則第八項から第十一項まで」と、「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、「給料月額から同表上欄に掲げる給料表に於いて同表上欄に掲げる職務の級及び同表下欄に掲げる」とあるのは「給料の月額から附則別表上欄に掲げる給料表に於いてそれぞれ同表下欄に掲げる職務の級及び」と、「が別表上欄」と、「給料月額を算出する」とあるのは「給料の月額を算出する」と、「当該給料月額」とあるのは「当該給料の月額」と、「同表上欄に掲げる職務の級及び同表下欄に掲げる号給の給料月額」とあるのは「同表下欄に掲げる職務の級及び号給の給料月額に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」とする。

附則

1 (施行期日)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)

改正後の職員の育児休業等に関する条例第八條の規定は、育児休業をした職員が平成十九年八月一日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 平成十九年七月三十一日において現に育児休業をしている職員が同年八月一日以後に職務に復帰した場合における改正後の職員の育児休業等に関する条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百以下」とあるのは、「百分の百以下（当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間については、二分の一）」とする。

4 (職員の給与に関する条例の一部改正)
職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第三項、第十三条の四第一項各号列記以外の部分ただし書及び第十三条の五第一項各号列記以外の部分ただし書中「第二条第二項又は第三項」を「第二条第三項又は第四項」に改める。

5 (職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十五年千葉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第二条第二項又は第三項」を「第二条第三項又は第四項」に改める。

任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十一日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第七十五号

任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十一日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第七十六号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二号から第五号の二まで下欄中「及び船橋市」を「、船橋市及び柏市」に改め、

同表第五号の上欄中「。以下この号において「政令」という。」に基づく事務のうち、次に掲げる事務」を「(附則第四条第八項の規定による償還金の支払の猶予に係る申請の受理)に改め、同欄イ及びロを削り、同号及び同表第七号から第十一号まで下欄中「及び船橋市」を「、船橋市及び柏市」に改め、同表第十二号下欄中「船橋市」の下に「及び柏市」を加え、同表第十三号及び第十四号下欄中「及び船橋市」を「、船橋市及び柏市」に改め、同表第十五号上欄ロ中「第一条」を「第一条の二」に改め、同欄ハ中「第一条の三第二項」を「第一条の四第二項」に改め、同号から同表第二十号まで下欄中「及び船橋市」を「、船橋市及び柏市」に改め、同表中同号の次に次の一号を加える。

二十の二 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号。以下この号において「法」という。)に

基づく事務のうち、次に掲げる事務

イ 法第二十二條第一項及び第二項の規定による業務上取扱者の氏名等の届出の受理

ロ 法第二十二條第三項の規定による事業の廃止等の届出の受理

ハ 法第二十二條第四項において準用する法第七條第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出の受理

ニ 法第二十二條第四項において準用する法第十五條の三の規定による回収等の命令

ホ 法第二十二條第四項において準用する法第十七條第二項の規定による報告の徴収並びに立入検査、質問及び収去

ヘ 法第二十二條第四項において準用する法第十九條第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の変更の命令

ト 法第二十二條第五項において準用する法第十七條第二項の規定による報告の徴収並びに立入検査、質問及び収去

チ 法第二十二條第六項の規定による措置の命令

別表第二十一号上欄中「昭和二十五年法律第三百三十三号。」を削り、同欄二中「(法第十二條第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同欄中タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、又をルとし、リの次に次のように加える。

又 法第二十二條第四項において準用する法第七條第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出の受理

別表第二十一号下欄中「及び船橋市」を「、船橋市及び柏市（上欄のチからヌまでに掲げる事務については、柏市を除く。）」に改め、同表第二十二号下欄中「及び船橋市」を「、船橋市及び柏市」に改め、同表中同号の次に次の二号を加える。

二十二の二 薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

- イ 法第四条第一項の規定による薬局の開設の許可
- ロ 法第四条第二項の規定による薬局の開設の許可の更新
- ハ 法第七条第三項ただし書（卸売一般販売業の業務の管理について法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による他の場所であつて業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者に薬局を管理させることの許可
- ニ 法第十条（卸売一般販売業及び薬種商販売業について法第三十八条において準用する場合、高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業について法第四十条第一項において準用する場合並びに管理医療機器の販売業及び賃貸業について法第四十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による薬局の休廃止等の届出の受理
- ホ 法第十二条第一項の規定による製造販売業（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）の許可
- ヘ 法第十二条第二項の規定による製造販売業（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）の許可の更新
- ト 法第十三条第一項の規定による製造業（薬局製造販売医薬品の製造に係るものに限る。）の許可
- チ 法第十三条第三項の規定による製造業（薬局製造販売医薬品の製造に係るものに限る。）の許可の更新
- リ 法第十三条第五項の規定による調査（ト及びチに掲げる事務に係るものに限る。）
- ヌ 法第十四条第一項の規定による医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売の承認

柏市

ル 法第十四条第九項の規定による承認された事項の変更（薬局製造販売医薬品に係るものに限る。）の承認

- ヲ 法第十四条第十項の規定による承認された事項の軽微な変更（薬局製造販売医薬品に係るものに限る。）の届出の受理
- ワ 法第十四条の九第一項の規定による医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売の届出の受理
- カ 法第十四条の九第二項の規定による医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売の変更の届出の受理
- ヨ 法第十九条第一項の規定による事業（薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものに限る。）の休廃止等の届出の受理
- タ 法第十九条第二項の規定による製造所（薬局製造販売医薬品の製造業者に係るものに限る。）の休廃止等の届出の受理
- レ 法第二十四条第一項の規定による医薬品の販売業（卸売一般販売業及び薬種商販売業に限る。）の許可
- ソ 法第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業（卸売一般販売業及び薬種商販売業に限る。）の許可の更新
- ツ 法第二十六条第三項ただし書の規定による卸売一般販売業の許可に係る店舗についての医薬品の販売及び授与の特例の許可
- ネ 法第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可
- ナ 法第三十九条第四項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の更新
- ラ 法第三十九条の三第一項の規定による管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理
- ム 法第六十九条第一項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問（薬局製造販売医薬品の製

造販売業者及び製造業者に係るものに限る。)

ウ 法第六十九条第二項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問(薬局開設者、医薬品の販売業者(卸売一般販売業及び薬種商販売業の許可を受けた者に限る。)、高度管理医療機器等の販売業者及び賃貸業者並びに管理医療機器の販売業者及び賃貸業者に係るものに限る。)

ハ 法第七十条第一項の規定による廃棄等の命令(薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、医薬品の販売業者(卸売一般販売業及び薬種商販売業の許可を受けた者に限る。)、高度管理医療機器等の販売業者及び賃貸業者に係るものに限る。)

ニ 法第七十一条の規定による検査の命令(薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものに限る。)

ホ 法第七十二条第三項の規定による改善の命令及び使用の禁止(薬局製造販売医薬品の製造業者に係るものに限る。)

ヘ 法第七十二条第四項の規定による改善の命令及び使用の禁止(薬局開設者等(薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者を除く。))に係るものに限る。)

ト 法第七十二条の二の規定による薬剤師の増員の命令(薬局開設者及び卸売一般販売業者(法第二十六条第三項ただし書の規定による許可を受けた者に限る。))に係るものに限る。)

チ 法第七十二条の四第一項及び第二項の規定による措置の命令(薬局開設者等に係るものに限る。)

ケ 法第七十三条の規定による変更の命令(薬局開設者等(薬種商販売業の許可を受けた医薬品の販売業者を除く。))に係るものに限る。)

フ 法第七十四条の二第一項の規定による承認の取消し(薬局製造販売医薬品に係るものに限る。)

ク 法第七十四条の二第二項の規定による変更の命令(薬局製造販売医薬品に係るものに限る。)

コ 法第七十四条の二第三項の規定による承認の取消し及び変更の命令(薬局製造販売医薬品に係るものに限る。)

サ 法第七十五条第一項の規定による許可の取消し及び業務の停止の命令(薬局開設者等に係るものに限る。)

シ 法第七十六条の規定による通知及び弁明等の機會の付与(薬局開設者等(管理医療機器の販売業者及び賃貸業者を除く。))に係るものに限る。)

ス 法第七十七条の四の三の規定による報告の受理(薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものに限る。)

セ 法第七十九条第一項の規定による条件及び期限の付加及び変更(薬局開設者等に係るものに限る。)

ソ 二十二の三 薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「政令」という。))及び薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下この号において「省令」という。))に基づく事務のうち、次に掲げる事務

イ 政令第二条の規定による薬局開設者の取扱処方せん数の届出の受理

ロ 政令第四条第一項の規定による製造販売業の許可証の交付

ハ 政令第五条第一項の規定による製造販売業の許可証の書換え交付

ニ 政令第六条第一項の規定による製造販売業の許可証の再交付

ホ 政令第六条第四項の規定による発見した製造販売業の許可証の受領

ヘ 政令第七条第一項の規定による製造販売業の許

柏市

可証の受領

ト 政令第八条第一項の規定による台帳を備える事務及び台帳への記載

チ 政令第十一条第一項の規定による製造業の許可証の交付

リ 政令第十二条第一項の規定による製造業の許可証の書換え交付

ヌ 政令第十三条第一項の規定による製造業の許可証の再交付

ル 政令第十三条第四項の規定による発見した製造業の許可証の受領

ヲ 政令第十四条第一項の規定による製造業の許可証の受領

ワ 政令第十五条第一項の規定による台帳を備える事務及び台帳への記載

カ 政令第十九条第一項の規定による台帳を備える事務及び台帳への記載

コ 政令第四十四条第一項の規定による薬局開設、医薬品の販売業（卸売一般販売業及び薬種商販売業に限る。）並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の交付

タ 政令第四十四条第二項の規定による許可証の交付

レ 政令第四十五条第一項の規定による薬局開設、医薬品の販売業（卸売一般販売業及び薬種商販売業に限る。）並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の書換え交付

ソ 政令第四十六条第一項の規定による薬局開設、医薬品の販売業（卸売一般販売業及び薬種商販売業に限る。）並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の再交付

ツ 政令第四十六条第三項の規定による発見した薬局開設、医薬品の販売業（卸売一般販売業及び薬種商販売業に限る。）並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の受領

ネ 政令第四十七条の規定による薬局開設、医薬品

の販売業（卸売一般販売業及び薬種商販売業に限る。）並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の受領

ナ 政令第四十八条の規定による台帳を備える事務及び台帳への記載（薬局開設、医薬品の販売業（卸売一般販売業及び薬種商販売業に限る。）並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業に係るものに限る。）

ラ 省令第四百四十四条第一項の規定による販売先及び販売品目の変更等の届出の受理

別表第二十三号上欄中「昭和三十五年法律第四百四十五号。」及び「昭和三十六年政令第一号。」及び「昭和三十六年厚生省令第一号。」を削り、同表中同号の次に次の一号を加える。

二十三の二 薬事法第八条の二第二項及び第二項の規定による報告の受理 柏市

別表第二十四号及び第二十五号下欄中「及び船橋市」を「、船橋市及び柏市」に改め、同表第二十五号の二下欄中「船橋市」を「千葉市、船橋市及び柏市」に改め、同表第二十五号の三下欄中「船橋市」の下に「及び柏市」を加え、同表第二十六号下欄中「及び船橋市」を「、船橋市及び柏市」に改め、同表中同号の次に次の一号を加える。

二十六の二 旅館業法施行条例（昭和三十三年千葉県条例第七号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの 千葉市、船橋市及び柏市

別表第二十七号を削り、同表第二十八号下欄中「及び船橋市」を「、船橋市及び柏市」に改め、同表中同号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八 公衆浴場法施行条例（平成五年千葉県条例第三十二号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの 千葉市、船橋市及び柏市

別表第三十八号上欄中「県道」の下に「並びに河川法第十条第二項の規定により千葉市長が管理する二級河川」を加え、同表中同号の次に次の一号を加える。

三十八の二 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第百十六条第一項及び第二項の規定による登記の嘱託（河川法第十条第二項の規定により千葉市長が管理する二級河川の用に供されている国有財産及び当該二級河川の用に供される国有財産となる不動産に係るものに限る。） 千葉市

別表第三十九号から第四十二号まで及び第四十七号下欄中「柏市」を削り、同表第四十八号の二下欄中「及び船橋市」を「船橋市及び柏市」に改め、同表第四十九号下欄中「柏市」を削り、同表第五十一号下欄中「及び船橋市」を「船橋市及び柏市」に改め、同表第五十三号から第五十五号まで、第五十八号及び第五十九号下欄中「柏市」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第五号の三及び第十五号上欄の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第七号、第二十号の二、第二十二号の二、第二十二号の三及び第二十五号の二から第二十八号まで上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市の長のした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為(施行日前に法令等の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。)に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第二十号の二、第二十二号の二、第二十二号の三及び第二十五号の二から第二十八号まで下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令等の適用については、それぞれ同項に規定する市の長のした処分その他の行為とみなす。

千葉県水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十一日

千葉県知事 堂 本 暁 子

千葉県条例第七十七号

千葉県水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例

(千葉県水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第一条 千葉県水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十七年千葉県

条例第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第十九条の三 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年千葉県条例第七十一号)第二条の規定による休業の承認を受けた職員には、当該休業をしている期間については、給与を支給しない。

第二十一条に次の一項を加える。

2 第四条、第四条の三、第五条の二及び第十五条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員には適用しない。

(千葉県企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 千葉県企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十九年千葉県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第二十一条の三 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年千葉県条例第七十一号)第二条の規定による休業の承認を受けた職員には、当該休業をしている期間については、給与を支給しない。

第二十三条に次の一項を加える。

2 第六条、第八条、第九条の二及び第十八条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員には適用しない。

(千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第二十四条の二 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年千葉県条例第七十一号)第二条の規定による休業の承認を受けた職員には、当該休業をしている期間については、給与を支給しない。

第二十六条第二項中「第三号」を「第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第七条、第九条、第十一条及び第二十条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第三条中千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十六条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
平成十九年十二月二十一日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第七十八号

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例の一部改正)

第一条 地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例(昭和二十三年千葉県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

本則第二号中「第四章」を「第六章」に改める。

(千葉県保健師等修学資金貸付条例の一部改正)

第二条 千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和三十七年千葉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第六十二条」を「第九十七条」に改める。

(臨海地域土地造成整備事業に伴う転失業農漁民の子弟に対する奨学資金貸付条例の一部改正)

第三条 臨海地域土地造成整備事業に伴う転失業農漁民の子弟に対する奨学資金貸付条例(昭和四十年千葉県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第四章」を「第六章」に、「第六章」を「第八章」に改める。

第十条各号列記以外の部分中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第五章」を「第九章」に、「第五章の二」を「第十章」に、「第八十三条第一項」を「百三十四条第一項」に改める。

(千葉県奨学資金貸付条例の一部改正)

第四条 千葉県奨学資金貸付条例(昭和四十年千葉県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四章」を「第六章」に、「第四章の二」を「第七章」に、「第六章」を「第八章」に、「第七章の二」を「第十一章」に改める。

第三条第一項第一号中「第七章の二」を「第十一章」に改める。

第十条各号列記以外の部分中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第五章」を「第九章」に、「第五章の二」を「第十章」に、「第八十三条第一項」を「百三十四条第一項」に改める。

(千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例の一部改正)

第五条 千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例(昭和四十九年千葉県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四章」を「第六章」に改める。

第十一条各号列記以外の部分前段中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中

「第四章」を「第六章」に、「第五章」を「第九章」に、「第五章の二」を「第十章」に改める。

(千葉県農業大学校設置管理条例の一部改正)

第六条 千葉県農業大学校設置管理条例(昭和五十三年千葉県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に改める。

(千葉県立衛生短期大学設置管理条例の一部改正)

第七条 千葉県立衛生短期大学設置管理条例(昭和五十五年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第六十九条の二」を「第一百八条」に改める。

(千葉県医療技術大学校設置管理条例の一部改正)

第八条 千葉県医療技術大学校設置管理条例(昭和六十一年千葉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。

第四条各号列記以外の部分中「第八十二条の三第三項」を「第二百五条第三項」に改め、同条第三号から第六号まで中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

(千葉県立鶴舞看護専門学校設置管理条例の一部改正)

第九条 千葉県立鶴舞看護専門学校設置管理条例(平成六年千葉県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。

第四条中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

(千葉県立野田看護専門学校設置管理条例の一部改正)

第十条 千葉県立野田看護専門学校設置管理条例(平成七年千葉県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。

第四条各号列記以外の部分中「第八十二条の三第三項」を「第二百五条第三項」に改め、同条各号中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第十一条 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年千葉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第五章」を「第九章」に改め、同項第二号中「第五章の二」を「第十章」に改め、同項第三号中「第七章の二」を「第十一章」に改め、同項第四号中「第八十三条」を「百三十四条」に改める。

(障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の一部改正)

第十二条 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(平成十八年千葉県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(平成十八年千葉県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号ロ中「第二十二條第一項」を「第十六條」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正)

第十三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(平成十八年千葉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表教育及び保育の内容の項基準の欄中「第七十九條」を「第二十五條」に改め、同表の備考の一から四まで中「第七十八條各号」を「第二十三條各号」に改める。

(千葉県県立特別支援学校設置条例の一部改正)

第十四条 千葉県県立特別支援学校設置条例(平成十九年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表以外の部分中「第七十四條」を「第八十條」に改める。

附則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

購読料 月決め 一部一箇月二、六〇〇円(郵送料を含む。)

本号 一部 九六円

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一号

定期購読申し込み先

一部売り申し込み先

千葉県

〇四三(二三三)二一五二

〇四三(二三三)二六五八